

# 割賦購入規約

## 第1条 (規約の適用および変更)

1. 割賦購入規約（以下「本規約」という）は、LINE モバイル株式会社（以下「当社」という）から当社が販売する LINE モバイルサービスに対応した端末等の商品（以下「商品」という）を割賦購入される方（以下「購入者」という）に適用されます。
2. 当社は、購入者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の提供内容および条件は、変更後の本規約によります。

## 第2条 (商品の割賦販売契約の成立)

購入者および当社の商品に関する割賦販売契約（以下「本件割賦販売契約」という）は、商品に関する割賦購入の申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、当社所定の方法で購入者へ通知します。

## 第3条 (申込条件)

1. 商品の割賦購入の申し込みは、LINE モバイル サービス利用規約（以下「サービス規約」という）に同意した方のみとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合は、商品の割賦購入の申し込みを承諾しない場合があります。
  - ① 申込情報に虚偽の情報があった場合
  - ② 賦払金その他の当社に対する債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
  - ③ 当社の業務遂行上支障がある場合
  - ④ 商品の割賦購入の申し込みまたは当社との間で締結している割賦販売契約の数が当社の定める基準を超える場合
  - ⑤ その他当社が申し込みを承諾することにつき不相当と判断した場合
3. 当社は、購入者による商品の割賦購入の申し込みに関し、商品の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によるなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申し込みの支払いにかかるクレジットカードおよび銀行口座等の名義人ならびに当該クレジットカード等の発行会社および金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当該注文行為が購入者本人によるものでないと確認したときには、当社は当該注文にかかる本件割賦販売契約を解除することができます。

## 第4条 (商品の引渡しおよび所有権の移転)

商品は、本件割賦販売契約の成立後、直ちに購入者に引き渡され、引渡時に所有権が移転するものとします。

## 第5条 (禁止事項)

1. 購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、または転売してはなりません。
2. 購入者は、本件割賦販売契約に係る契約者としての地位を、第三者に譲渡してはなりません。

## 第6条 (賦払金の支払期日・支払方法)

1. 購入者は、当社が定める商品の賦払金を、当社が別途定める場合を除き、当社が定める支払期日に、クレジットカードにより当社に支払うものとします（LINE Pay カードおよび LINE Pay 決済による支払いは不可）。
2. 購入者は、購入者が契約した LINE モバイル サービスに係る契約（以下「本件サービス契約」という）が本件割賦販売契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、申込書に基づき賦払金を支払うものとします。

## 第7条 (商品の滅失・毀損の場合の責任)

購入者は、本件割賦販売契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損した際でも、当社に対する債務の履行を継続するものとします。

## 第8条 (初期不良等および保証)

1. 購入者は、商品到着後7日以内に、商品の種類および動作状態等について確認を行い、①配送当初から正常に動作しない、②配送に起因して破損が生じている、または③その他当社の責めに帰すべき事由により商品手配違い等が生じていること（以下、①、②、③を総称して「初期不良等」という）を発見した場合には直ちに、当社の LINE モバイル カスタマーセンターに連絡するものとします。購入者からの当該連絡受領後、当社が初期不良等について確認ができた場合、購入者は、LINE モバイル カスタマーセンターの指示に従い、初期不良等がある商品を着払いにて当社が指定する場所に返送するものとします。
2. 購入者は、前項に定める場合以外の商品の保証については、商品ごとの製造事業者の保証規定または海外製商品に限り当社が別途規定する保証規定に従うことを了承し、別段の定めがない限り、当社が商品の保証について一切の責任を負わないことに同意します。保証の内容は、商品に同封された製造事業者の保証書（海外製商品の場合には、保証書が同封されていない場合がある）または海外製商品につき当社が別途規定する保証のとおりとします。
3. 商品について、購入者の責めに帰すべき事由に基づく場合または以下の各号に基づく場合、初期不良等には該当しないものとします。
  - ① 火災、地震、水害、落雷、その他の天災等の不慮の事故による場合
  - ② 接続時の不備に起因する場合、または接続している他の商品に起因する場合
  - ③ 取扱説明書または製品仕様書の記載事項に反する使用および保管による場合
  - ④ 購入者が改造、調整、部品交換等を行った場合
  - ⑤ その他、商品の引渡後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取り扱いによる場合

4. 購入者は、本条第 1 項の場合においても本規約に基づく債務を免れることはできないものとし、また本件割賦販売契約の解除もできません。

## 第 9 条 (免責)

当社は、商品の商品性または購入者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。

## 第 10 条 (商品の使用・保管)

購入者は、商品が常時正常な使用状態および十分な機能を保つように保守、点検および整備を行うものとし、商品が損傷したときは、その原因の如何を問わず修繕・修復し、その一切の費用を負担します。この場合、当社は何ら責任を負いません。

## 第 11 条 (届出事項の変更)

1. 購入者は、当社に届け出た氏名、住所または連絡先等を変更した場合、遅滞なく LINE モバイル ウェブサイト内のマイページ（以下「マイページ」という）を通じて当社に通知するものとします。ただし、購入者が契約した本件サービス契約の有効期間中は、本件サービス契約に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができます。
2. 購入者が前項の変更通知を怠ったために、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合、当該通知または送付書類等が通常到達すべきときに到達したものと当社がみなすことを、購入者はあらかじめ同意します。

## 第 12 条 (期限の利益喪失)

1. 購入者は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当然に本件割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
  - ① 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合
  - ② 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止した場合
  - ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けた場合
  - ④ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをした場合
  - ⑤ 商品の購入が購入者にとって商行為（割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 8 条に該当する取引をいう）となる場合で、購入者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき
  - ⑥ サービス規約に基づき当社が購入者に貸与した SIM カードに係る回線を開通できない場合で、当社が商品の返還を請求したにもかかわらず、当該請求日から 7 日以内に購入者が商品を返還しないとき
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当した場合は、当社の請求により本件割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 本件割賦販売契約上の義務に違反し、その違反が本件割賦販売契約の重大な違反となる場合
- ② 本件サービス契約に基づく債務について、その支払期日を経過してもなお支払わなかった場合
- ③ 購入者の信用状態が著しく悪化した場合

### **第 13 条 (遅延損害金)**

1. 購入者は、賦払金の支払いを遅滞したとき（次項の場合を除く）は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し商事法定利率（1 年を 365 日とする日割計算。以下同じとする）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 購入者は、本件割賦販売契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

### **第 14 条 (解除等)**

1. 購入者が第 12 条（期限の利益喪失）各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、当社は、本件割賦販売契約を解除できます。
2. 購入者の賦払金その他の金銭債務の支払いの遅滞以外の理由で本件サービス契約が解除された場合、当社は、本件割賦販売契約を解除できます。
3. 当社に通知した住所に商品を配送したにもかかわらず、購入者が商品の受領を不当に拒んだり、遅らせたりした場合、または購入者の不在等により商品の引き渡しができず、かつ商品の発送の時から一定期間が経過してもなお当該購入者から何らの連絡もない場合、当社は、本件割賦販売契約を解除することができます。
4. 当社および購入者は、サービス規約に基づき当社が購入者に貸与した SIM カードに係る回線を開通できない場合で、当社の請求に従って購入者が商品を返還したときは、本件割賦販売契約を解除することに合意します。

### **第 15 条 (費用等の負担)**

購入者は、当社が請求する場合、次の各号に定める費用を負担するものとします。

- ① 当社に対する賦払金の支払いに要する費用（送金手数料を含むが、これに限らない）
- ② 購入者が支払いを遅滞した場合に当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料
- ③ 購入者が支払いを遅滞した場合に当社が振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料
- ④ 購入者が賦払金の支払を遅滞したときなど購入者の責に帰すべき事由により当社が訪問集金したときは、訪問集金費用
- ⑤ 当社が購入者に対して第 12 条（期限の利益喪失）第 1 項第 1 号に基づく書面による催告をしたときは、催告に要した費用
- ⑥ 購入者が当社に支払う費用等について公租公課が課せられるときまたは公租公課（消費税等を含む）が増額されるときは、当該公租公課相当額または当該増額分

## **第 16 条 （現物の相違による割賦販売契約の解除等）**

購入者は、LINE モバイル ウェブサイト・見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品が LINE モバイル ウェブサイト・見本・カタログ等と相違している場合は、当社に商品の交換を申し出るかまたは本件割賦販売契約の解除ができます。

## **第 17 条 （消費税等）**

商品の販売ページに記載の消費税および地方消費税（以下総称して「消費税等」という）の金額は、販売ページの掲載時点の消費税等の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、その変更後の税率により計算した消費税等の金額に変更するものとします。

## **第 18 条 （公正証書）**

購入者は、当社が必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本件割賦販売契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当社に提出するものとします。

## **第 19 条 （割賦債権の譲渡等）**

当社は、購入者に対する本件割賦販売契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡および担保提供、ならびに当社がこの場合に購入者の個人情報譲渡先および担保権者（譲渡先または担保権者となる予定の者も含む）に提供することをあらかじめ同意するものとします。

## **第 20 条 （早期一括返済）**

購入者は、マイページを通じて当社に通知した上で、約定支払期間の途中で賦払金の残額を一括して支払うことができます。

## **第 21 条 （暴排条項）**

1. 購入者は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）
  - ② 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう）
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業

- ⑤ 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
  - ⑥ 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限らない）を有する者
  - ⑦ その他前各号に準じる者
2. 購入者は、直接的または間接的に、次の各号に定める行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動（自己またはその関係者が前項各号に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限らない）、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準じる行為
3. 当社は、購入者が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本件割賦販売契約を解除することができます。
4. 当社は、前項の規定により本件割賦販売契約を解除した場合、かかる解除によって購入者に生じた損害、損失および費用を補償する責任を負いません。

## **第 2 2 条 （分離可能性）**

本件割賦販売契約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）その他の法令等により、無効または執行不能と判断された場合であっても、本件割賦販売契約の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとします。

## **第 2 3 条 （準拠法および管轄）**

本件割賦販売契約の準拠法は日本法とします。本件割賦販売契約に関連または付随して発生した紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(附則)

本規約は、2017年10月24日から実施します。

2017年12月20日一部改訂

2018年2月1日一部改訂

2018年2月21日一部改訂・名称変更

2018年7月2日一部改訂